
令和4年 第1回 日之影町議会定例会会議録 (第4日)

令和4年3月18日 (金曜日)

議事日程 (第4号)

令和4年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告 特別委員会の調査報告 (庁舎建設特別委員会)
 予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第2 議案第13号 令和4年度日之影町一般会計予算
- 日程第3 議案第14号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第17号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和4年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第11 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議
- 日程第12 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件
- 日程第13 議長発議 議会運営委員会の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告 特別委員会の調査報告 (庁舎建設特別委員会)
 予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第2 議案第13号 令和4年度日之影町一般会計予算
- 日程第3 議案第14号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第17号 令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和4年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 同意第2号 副町長の選任について

日程第11 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

日程第12 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件

日程第13 議長発議 議会運営委員会の所管事務調査の件

出席議員（8名）

1番 工藤 英信君	2番 高館 英嗣君
3番 小谷 幸治君	5番 甲斐 睦彦君
6番 河野 學君	7番 飯干 静香君
8番 小川 輝久君	9番 一水 輝明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係（総務課補佐） 押方 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	佐藤 貢君	教育長 ……………	橋本 範憲君
総務課長 ……………	甲斐 敏弘君	会計管理者 ……………	森重 喜博君
地域振興課長 ……………	工藤 富士君	町民福祉課長 ……………	甲斐 秀明君
税務課長 ……………	谷川 靖君	農林振興課補佐 ……………	平川 誠二君
建設課長 ……………	佐藤 尚君	保健センター所長 ……………	丹波 昌二君
病院事務長 ……………	甲斐しおり君	教育次長 ……………	平川 浩二君
代表監査委員 ……………	小林 政隆君		

午前10時00分開議

○議長（一水 輝明君） 改めまして、おはようございます

傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用なところ、議会傍聴においていただきまして、誠にありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1. 報告

○議長（一水 輝明君） 日程第 1、特別委員会の調査報告を行います。

庁舎建設特別委員会委員長より、会議規則第 7 7 条の規定により、調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。委員長、高館英嗣君。

〔庁舎建設特別委員長登壇〕

○庁舎建設特別委員会委員長（高館 英嗣君） それでは、報告いたします。

まず、初めに、本特別委員会は、平成 3 0 年の町議会議員の改選後に新たに設置されたものですが、当初設置の委員会での調査も含めて報告いたします。

平成 2 8 年 4 月に発生した熊本地震では、熊本県内の複数の自治体で庁舎の損壊等により、災害対応や業務の遅れが見られ、防災拠点となる庁舎の耐震性が課題となりました。

本町でも旧庁舎の耐震診断の結果を受け、新庁舎建設に向けた検討が始まり、議会としても、平成 2 9 年 6 月、本町にふさわしい新庁舎となるよう、庁舎建設の一助を担うことを目的に特別委員会を設置した。

調査の経過については、配付してある資料に記載してあるとおりとなっております。

調査結果。

本町では、町民や各種団体の代表者を交えた庁舎建設委員会による検討を行ってきたが、回収率 9 7 % に至った町民アンケートの結果から、建設候補地を 3 か所から 2 か所に絞り、最終的に現所在地に決定したことは、町民の意向も反映されているものである。

議会としても、本日まで、視察、現地調査を含む特別委員会を 1 4 回開催し、町産材の積極的な活用や将来世代に財政的な負担を残さないよう基金の活用などについて、提案を行ってきた。

新庁舎の総事業費は 2 4 億 7, 5 2 9 万円で、主な財源は、公共施設等適正管理推進債 1 3 億 2, 1 4 0 万円、過疎債 4 億 5, 1 0 0 万円、公共施設基金 5 億 7, 3 2 0 万円、一般財源等で 1 億 2, 9 6 9 万円が充当されている。

建設期間中、全国的に新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、資材の納入状況など危惧される部分もあり、工期期間内の事業完了が心配されたが、事業者及び担当職員の努力により工期期間内の完成を迎えることができたことは、議会としても感謝の念に堪えないものがある。

そして、図書館においては、順調に利用者が増えており、中でも、子供たちが勉学に励む姿は将来に希望が持てるものである。また、町民ホール、和室の活用においても各種会議や生涯学習、催し物で活用されており、有効的な活用がなされている。検討課題としては、調理場の活用頻度の向上に向けて、アイデアを出し合い考慮していく必要がある。また、3, 7 0 0 万円あった繰越事業においても、追加備品の購入や修繕に使用されており、繰越予算においても適正な使用が

なされている。

今後、のり面部分の植栽など検討されているようであるが、町民に親しまれるとともに来庁者が驚嘆するような庁舎となるよう維持管理にも努めていただきたい。さらに、外部だけでなく、内面への配慮も行い、本町のシンボルとして常に進化し続け、数十年後にも誇られる建築物としていくことが望まれる。また、令和5年度より起債の償還が始まるので、ほかの事業や町民の生活に影響が及ばないよう、財源確保に向け尽力することが必要であることを意見に付して最終報告とし、本特別委員会の調査を終了するものといたします。

それでは、最終の庁舎建設特別委員会の報告を終了いたします。

〔庁舎建設特別委員長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、特別委員会の調査報告は終わりました。

日程第2. 議案第13号

日程第3. 議案第14号

日程第4. 議案第15号

日程第5. 議案第16号

日程第6. 議案第17号

日程第7. 議案第18号

日程第8. 議案第19号

日程第9. 議案第20号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第2、議案第13号令和4年度日之影町一般会計予算から日程第9、議案第20号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算までの8議案は、予算審査特別委員会に付託し、審査願ったところではありますが、8議案とも審査が終わっていますので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、甲斐睦彦君。

〔予算審査特別委員長登壇〕

○予算審査特別委員長（甲斐 睦彦君） それでは、予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました令和4年度日之影町一般会計予算並びに特別会計予算の8議案につきまして、審査結果を報告いたします。

令和4年度一般会計予算は、前年度比1.7%増の48億9,000万円で編成されている。歳入においては、本町の命綱とも言える地方交付税は、コロナ禍の影響が懸念される中ではあるが、対前年度比5.2%増の24億2,000万円である。

さらには、ふるさと応援基金は対前年度比13.3%増の5,100万円が見込まれ、感謝に堪えないと感じ返礼品開発と情報発信により、さらなる検討を期待する。

本町の財産である基金からの繰入金は、対前年度比17.1%増の4億5,598万円で構成比9.3%を占め、依存財源の大きい本町にとって厳しい財政運営が続いていると感じる中で、町民の福祉増進のためには思い切った活用も必要ではないかと考える。

歳出については、総務費が対前年度比22.8%増の9億8,812万円と大きく、内容的には新規事業や旧庁舎解体事業、さらには跡地利活用基本設計委託料も含まれていることから、それぞれ町民が納得するような有効活用を望む。

本町の将来を担う児童への就学援助事業については、医療費・給食費が無償となり、保護者負担軽減につながることはもちろんのことながら、安心して生み育て住みよい日之影町と印象づけるものである。

基幹産業である農業振興については、町単事業が例年並みに計上され、高齢化による後継者不足が進行する本町にとってアグリファームの受託事業や新たな事業の期待、畜産経営スマート化支援事業、特に中山間地域活性化事業による新品目導入事業については、普及所と連携した、きめ細かな支援や指導を下に実現可能な稼げる農業の確立を目指し新規就農者増にもつなげてもらいたいと考える。

観光面では、世界農業遺産とユネスコエコパーク認定などの2つの世界ブランド、本町の森林セラピーを融合させたウイズコロナに向け観光客満足度を向上させるために関係職員の努力に期待をする。

令和6年度に本格的に始動する西臼杵地域公立病院統合について、本年度は電子カルテ導入により3病院の連携が着実に進んでおり、定期的な町民への説明が重要である。

いまだに出口の見えないコロナ禍や近年の猛威を振るう自然災害、少子高齢化がもたらす地域への影響など予測のつかない課題が山積している中で、行政・議会の役割はリアルタイムな対応が求められ、町民との意思疎通を図り、持続可能な地域づくりを基本に検証も重ねながら発展的な福祉の増進に努めなければならないと考える。

以上、令和4年度一般会計予算並びに特別会計予算の8議案については、本会議において可決すべきものと決定をいたしました。

〔予算審査特別委員長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま報告のありました令和4年度各会計予算は、議員全員で構成する予算審査特別委員会で審査しましたので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。よって質疑を省略します。

これより、日程の順序に従い、討論、採決を行います。

まず、日程第2、議案第13号令和4年度日之影町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第14号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第15号令和4年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第16号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第17号令和4年度日之影町奨学資金事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第18号令和4年度日之影町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号令和4年度日之影町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。
これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第20号令和4年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、同意第2号

○議長（一水 輝明君） 日程第10、同意第2号副町長の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により甲斐敏弘君の退席を求めます。

〔甲斐敏弘君退場〕

○議長（一水 輝明君） 本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第2号副町長の選任についての提案理由を説明いたします。

現在欠員となっております副町長に総務課の甲斐敏弘氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（一水 輝明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、質問させていただきたいと思います。

まず、選任に至った経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（一水 輝明君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 高館議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

選任に至った経緯につきましては、まず1点は、議会のほうも御案内のとおり、前副町長であります工藤裕士氏が体調というか、ということで、今期をもって退任をしたいという意志がございましたので、健康的なことということであれば、引き止めるというか、そういうことはできな

かったということでもあります。そういう中で、後任の副町長選任をしていただくということで、私なりにいろいろと考えた、まいりました。県からか、県庁からお願いをして来るのか、民間からお願いをして来るのか、役場、職員の中からということでもありますけれども、そういう中で、県からになれば、4年ほどの任期の中で、果たして、日之影町のことを熟知しているのか。事務的なことについては、ある程度のことはあるんだろうと思いますけれども、そういった日之影町の内容、実情、地域性、そういったものが理解できるのかというのがございました。それで考えから外すと。そして民間からということでもございますけれども、助役・収入役においては、日之影町、ずっと役場のOBの方が就任をされております。私の記憶が違っていなければ、助役で、田尻正光助役が、たしか、米商組合ですか、そこから助役さんとして来られた。私が入庁した頃だったと思いますけれども、そういうふうに記憶をいたしております。そのほかについては、役場の課長さんを勤められた方々が助役・収入役になっておられるということでもございます。そういう中で、民間からということでもありますけれども、現在、地方自治法とか、地方公務員法、相当な変化といたしますか、非常に複雑にもなっている。そして、厳しい財政状況の中で、やはり、その民間の方ができないとかという議論ではなくて、やはり、中身を知ったそういう方々が町長をサポートをする副町長として、町内のといいますか、事務をつかさどることが、やはり、日之影町のような小さな町にとっては大事かなと。極端に言えば、何もそういう事務的なことがあまり分からない、仮に民間の方が座って、それを補佐する、また、課長なり職員がそこにつくという形ではおかしいというふうに思っておりましたので、また、そういった民間の方の現在、私、把握することができませんでしたので、それも外すといたしますか、考えから外すと。そういう中で、役場の中からということでもありますれば、やはり、皆さん優秀な課長さんたちというふうに認識をいたしております。その中で、やはり、副町長として、町長の補佐役として必要な資質というのは、職員をどうやってまとめていくのか。そこが大きなウエイトも占めておるのではないかな。それと対外的には、議会の皆さん方あるいは各種団体の方々との連携、そういったことができ得る資質、また、今まで培ってきた業務経験、そういうものを踏まえまして、甲斐敏弘氏が適任と、彼なら副町長として、私を支えてもくれると思いますし、また、庁内の職員をまとめて町政に当たってくれるだろうというふうに思います。そして、町民の方々とも、彼の性格であれば、大変人の付き合いのよくできる人であるから、そういうことを踏まえながら、経過として、今回、提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（一水 輝明君） よろしいですか。ほかに。河野學君。

○議員（6番 河野 學君） 質問も答弁も多分かぶるかなと思いますけど、私も同じような質問、高館議員のような質問を考えてきておったところでした。

私も、先ほど町長の言われた田尻助役ですか、その辺から記憶がずっとあって、田尻助役は、たしか、今言われたように米商からだったと思いますが、あとは、ほとんど職員の方が上がってこられて、いろんな選択肢があると思いますが、年度がある忙しい時期ということで、時間も足りなかったのかなということも十分承知をしております。今、言われたように、民間とか、あるいはOB、あるいは県から出向を求めていくとか、ましてや、今、女性の登用がいろんなところで登用されておりますが、女性の登用もそういう選択肢にもあってもよかったのではないかなという考えもしております。そういう中で、甲斐君を指名したということで、町長がもう少ししゃべっておきたいなということがあれば、答弁を伺います。

○議長（一水 輝明君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたしたいと思います。

今、質問にありました女性の登用、いろんな場面で、副町長に限らず女性の登用というのは、役場の管理職等々においても、まだまだ十分ではないというふうには思います。しかし、私の考えは、女性だから登用していかないとかいう考えは、私は持っておりません。ですから、職員にも言うておりますけれども、男だから、女だからという形はありません。今、まだまだ管理職、あるいはその下の課長補佐、あるいは係長、そういった者の中にも、女性大分増えてきているんじゃないかなというふうに思います。それだけ、男性だろうが、女性だろうが、給料を頂いて、町民の負託に応えるべく頑張っていくことは当然のことだろうというふうに思います。今回の副町長の提案については、女性を頭にという形では、先ほど申し上げたとおり、そういう残念ながら、そういった人材というのは、私の頭の中に出てこなかった関係上、提案は差し控えたということでございます。

それから、言い残すことはないかということでもありますけれども、甲斐副町長は、私が役場に入りまして、私は、大体、土木屋でありますから、森林土木で林道の開設の現場監督をしておりました。経済課というところに入っておまして、何年か後に、私、大学出て、そこで現場監督を数年やっておりましたけれど、何年か後に甲斐敏弘氏は役場に入ってきて、私の横に座って、私が林道の設計から測量、現場監督、何年か下で指導したのを今思っております。その当時から非常に前向きというか、何でも嫌がらずに動きがよかったかなというふうに思います。そして、地域においても、神楽も舞う、消防団活動、いろんなものをやってきておるからだろうと思いますけれども、また、子供のソフトボールの指導者、いろんな形を取っておりますから、大変、そういった友人というか、そういう方々も多いのかなというふうに思いますから、人物として、それだけ、みんなに認められている甲斐氏でありますから、そういう方が、先ほど申し上げましたとおり、やはり、副町長は役場内のまずは職員をまとめて、執行部また議会を含めて町政を進めていく大変重要な役割としますので、適任というふうに思いまして、御提案をさせていただ

たところでございます。

○議長（一水 輝明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第82条の規定により、投票により採決し、投票は無記名投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一水 輝明君） ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則32条第2項の規定により、立会人に甲斐睦彦君、河野學君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一水 輝明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（一水 輝明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載をお願いします。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、日之影町議会会議規則84条の規定により否とみなします。

それでは、1番議員から順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（一水 輝明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。甲斐陸彦君、河野學君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（一水 輝明君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数7票のうち、有効投票7票、無効投票ゼロ票。以上の有効投票のうち、賛成7票、反対ゼロ票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、同意第2号副町長の選任については、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開けます。

〔議場開鎖〕

○議長（一水 輝明君） 甲斐敏弘君の入場を許可します。

〔甲斐敏弘君入場〕

○議長（一水 輝明君） ただいま甲斐敏弘君の副町長の選任について同意いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定により報告をいたします。

これから、甲斐敏弘君に御挨拶をお願いいたします。

○総務課長（甲斐 敏弘君） まずは、副町長の選任に御同意をいただきまして、ありがとうございます。改めて、この場に立ちますと責任の重さというか、やはり、身の引き締まる思いがいたしているところでございます。まだまだ未熟者ではございますが、この日之影町を、次の世代、また、次々の世代に引き継いでいけますよう町長を支えていきたいと存じております。町議会の皆様方、また、町民の皆様方のさらなる御指導御鞭撻を賜りますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第11. 発議第1号

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第11、発議第1号ロシアによるウクライナ侵攻の抗議する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者、飯干静香君。

○議員（7番 飯干 静香君） ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について趣旨説明を申し上げます。

ロシア政府は、国際社会が強く自制を求める中、2月24日ウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは明らかに国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為であり、断じて容認できない。日之影町議会はロシア軍による一連の軍事侵攻とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、ロシア軍をウクライナから即時に完全かつ無条件で撤退させ、誠実に国際法を遵守し、平和的な対応をするよう強く求める。また、政府

においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について、万全を尽くされるよう要請する。

以上決議する。

日之影町議会会議規則第14条の規定により提案いたします。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（一水 輝明君） 以上で趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（一水 輝明君） 起立多数であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 常任委員会の所管事務調査の件

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第12、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の所管事務の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。各委員長から申出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第13. 議会運営委員会の所掌事務調査の件

○議長（一水 輝明君） 次に、日程第13、議会運営委員会の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり本会議の会期日程、議会等の運営に関する事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一水 輝明君） 異議なしと認めます。議会運営委員会の所掌事務調査の件は、委員長から申出のとおり決定しました。

○議長（一水 輝明君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和4年3月1日から18日間の会期をもって開会しました令和4年第1回日之影町議会定例会は、本日無事に最終日を迎えることができました。皆様方の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、令和4年第1回日之影町議会定例会は、これにて閉会とします。御苦労さまでした。

午前10時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員